

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日に当
るときは、
翌日)

目 次

- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)
- 生活保護法による診療所の廃止(〃)
- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇公安告示 あゆの採捕の禁止
- ◇内水面漁管委告示 平成三年度第五種共同漁業権者に係る増殖目標

告 示

鳥取県告示第四百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成三年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団矢鳥医院	境港市新屋町一三二九十一	平成三年二月十九日
医療法人社団加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	平成三年三月七日
医療法人耳鼻咽喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二	〃
医療法人清蓮会和順堂記念医院	気高郡青谷町大字青谷四四六一五	平成三年四月二日
ひまわり歯科医院	境港市外江町二四五五	平成三年四月八日
古賀齒科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇一一	〃

鳥取県告示第四百六十四号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があった

ので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
矢鳥医院	境港市新屋町一三二九一	平成三年一月一日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	平成元年二月一日
耳鼻咽喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二	平成二年四月一日
和順堂内科医院	気高郡青谷町大字青谷四四六一五	平成元年十月一日
浜田歯科医院	境港市外江町二八六四	平成三年四月一日
高橋歯科医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇一一	平成三年三月一日

鳥取県告示第四百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
船田医院	米子市尾高一一五九	平成三年四月十六日
福嶋歯科医院	鳥取市栄町六〇九	〃
岩佐産婦人科医院	米子市東福原五七八	平成三年四月十七日
大月医院	倉吉市井手畑一三五一六	平成三年四月二十日
仲齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿一四四	平成三年四月二十一日
伊藤医院	東伯郡北条町大字江北八一	平成三年四月二十三日

鳥取県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 田 邨 万寿男 岩美郡福部村大字左近一四

佐藤 長 寿 " " 八三七

" 平 田 博 " " 二一一

" 田 中 詩 郎 " " 大字久志羅二八九

" 石 谷 賢 二 " " 三三五

" 田 中 春 美 " " 三二一

" 田 中 喬 " " 二六八一

" 田 中 正 治 " " 大字中二一四

" 山 本 幸 雄 " " 一八一

" 安 田 捷 二 " " 大字蔵見二九四

" 黒 田 義 男 " " 二七九一

" 安 田 正 美 " " 二四二

" 黒 田 吉 雄 " " 一七〇一

" 吉 田 君 貞 " " 大字南田一七

" 吉 田 君 貞 " " 一二四

監事 田 中 勇 岩美郡福部村大字中一七七

" 近 藤 定 美 " " 大字南田一五〇一八

" 福 田 久 美 " " 大字左近六一

平成三年四月二十三日退任

就任した役員の名及び住所

理事 田 邨 万寿男 岩美郡福部村大字左近一四

" 前 田 久 吉 " " 一六九

" 佐藤 長 寿 " " 八三七

" 田 中 詩 郎 " " 大字久志羅二八九

" 石 谷 賢 二 " " 三三五

" 田 中 春 美 " " 三二一

" 田 中 喬 " " 二六八一

" 田 中 正 治 " " 大字中二一四

" 山 本 幸 雄 " " 一八一

" 平 木 仁 三 郎 " " 大字蔵見一八五

" 安 田 捷 二 " " 二九四

" 黒 田 義 男 " " 二七九一

" 安 田 正 美 " " 二四二

" 吉 田 孝 道 " " 大字南田一二一

" 吉 田 君 貞 " " 一二四

監事 田 中 勇 岩美郡福部村大字中一七七

" 近 藤 定 美 " " 大字南田一五〇一八

" 前 田 俊 章 " " 大字左近三九四

平成三年四月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
会見町	土地改良総合整備事業(地域改善)官前地区農業用排水と暗きょ排水を一体としたもの	平成三年三月二十五日

鳥取県告示第四百六十八号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条の二第三項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出事項	漁業者調書の縦覧
発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区
加入区	漁業の区分
漁業の区分	場所
場所	期間

気高郡青谷町大字青谷二〇一九 島戸 三代吉 気高郡青谷町大字青谷二〇二三 八幡 博幸 気高郡青谷町大字青谷二〇一五 河内 種男	夏泊加入区	夏泊漁業協同組合	平成三年五月二十八日から六月十一日まで
気高郡気高町大字八束水一五七〇 浜辺 昭雄 気高郡気高町大字八束水一五八六 田 淵 昭男	浜村加入区	浜村漁業協同組合	
気高郡気高町大字酒津六四九 河崎 一美 気高郡気高町大字酒津三七一 辰 己 武	酒津加入区	酒津漁業協同組合	
東伯郡赤碕町大字赤碕一二四六 有限会社長栄丸漁業 東伯郡赤碕町大字赤碕一二三四 林 原 勤	赤碕加入区	赤碕町漁業協同組合	

鳥取県告示第四百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

平成三年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
若桜町
- 二 事業の種類
地域福祉センター建設事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 八頭郡若桜町大字若桜字馬橋及び字坂川地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
若桜町役場

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の

規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関す
る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ
り告示する。

平成三年五月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ニューメビウスV2	株式会社ソフナイア
"	ルーキーデジタルP-2	"
"	ルーキーデジタルP-2	"
"	ルーキーデジタルP-3	"
"	メタルゲームA	"
"	たまたくん	マルホン工業株式会社
"	ギャンブラー2	"
"	スーパーダイヤ	"
"	スーパーゲーム	"
"	スーパーゲーム2	"

〃	カナリア	京 楽 産 業 株 式 会 社
〃	カナリア 2A	〃
〃	ロータリーキング 2	〃
〃	ライオン FA	〃
〃	マーブル DX	興 村 遊 藝 株 式 会 社
〃	キャンソボール	〃
〃	キャンソボール 2	〃
〃	トップダクション	有 限 公 社 銀 座
〃	テラボーカリス タル	株 式 会 社 平 和
テフンジボール遊技機	ロールポケット	サ ミー ト 業 株 式 会 社

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成三年五月二十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	竿釣、投網及び引懸（ソロ）	平成三年六月一日から同月十六日正午まで
二 千以川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）	投網及び引懸（ソロ）	平成三年六月一日から同月十五日正午まで
三 天神川水系に係る河川	投網	平成三年六月一日から同月十五日正午まで
四 日野川水系に係る河川	投網	平成三年六月一日から同月十五日正午まで

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が平成三年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

平成三年五月二十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

第五種共同漁業権者	免 許 番 号	漁 業 権 者 の 名 称	漁 場 の 区 域	種 苗 の 放 流 目 標 量								
				あゆ (千尾)	にじます (千尾)	いわな及 びやまめ (千尾)	隆海性 あまご (千尾)	こい (千尾)	ふな (千尾)	うなぎ (キログラム)	わかさぎ (千粒)	しらうお の産卵床 の造成 (平方メ)
第五号共	東郷湖漁業協 同組合	東郷湖			二五	六〇	一〇〇	二〇〇	四〇〇	六〇〇		六
第四号共	湖山池漁業協 同組合	湖山池			六〇	六〇	七〇	五〇〇	六〇〇	二、〇〇〇		
第三号共	日野川水系漁 業協同組合	日野川水系 に係る河川	七五〇	一〇	六〇	一〇	五〇					
第二号共	天神川漁業協 同組合	天神川水系 に係る河川	二五〇	一〇	二〇	一〇	五					
第一号共	千代川漁業協 同組合	千代川水系 に係る河川	七五〇	一〇	四〇	一〇	一〇					

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長十センチメートル以上のものとする。